

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4176
21年8月20日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

新しいかんぽ営業体制 の構築について

おはようございます。
「新しいかんぽ営業体制の構築」という資料があったのをご存知でしょうか？これは今月上旬、社員説明資料として職場で回覧があったものです。確認印を求められているので皆さんも見たと思います。内容が理解するほど読んだ社員は少ないと思います。もちろん郵便部や集配営業部社員には関係はありません。しかし金融渉外部社員（以下、コンサルタント）と一部の窓口営業部社員にとっては人生の岐路と言ってもいい大改革となります。同じ長中局で働く社員として知っておくべきことだと思います。概要と問題点を説明します。

「新しいかんぽ営業体制の構築（以下、新かんぽ体制）」の社員説明は5回に分けて行われ今回は

第3回目です。今回の説明趣旨は、新かんぽ体制に関する、
①コンサルタントの活動拠点の集約②かんぽ生命への出向及び異動・出向プロセス
ス③兼務出向後の処遇（人事制度、キャリア形成）④保険専任化に伴う業務・働き方についてです。
ポイントを紹介いたします。尚、検討中の内容もあり、確定で



| ・兼務出向となるコンサルタント・内務事務社員の処遇等概略は以下のとおり | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 出向対象者 | 日本郵便所属のコンサルタント 全社員 | 保険後方事務に従事している社員等から 選定 |
| 業務の主な変更点 | かんぽ・がん保険に専念 | かんぽサービス部における生涯後方事務 及び共通事務 |
| 基本給・手当 | かんぽ生命の制度を適用(手当の名称変更有。不利益変更がないように配慮) | |
| 出向期間 | 5年 | 5年 |
| | ＊出向期間終了後も、原則として兼務出向を継続。(コンサルタントは保険募集全般において高い専門性を継続して保有する必要があること、また日本郵便には障害営業と言う働き方そのものがなくなることから、原則出向継続) ＊勤務希望・出向復帰希望・転籍希望等についてはこれまで通り社員申告書において対応。 | ＊出向期間終了後は、兼務出向の継続または就航復帰。(内務事務社員が行う保険後方事務や共通事務棟においても高い専門性を求められる一方、同業務は日本郵便の窓口業務の働き方の一部でもあることから、配置の必要性、両者の要因状況等を勘案し、出向継続又は出向復帰を決定。 ＊勤務希望・出向復帰希望・転籍希望等についてはこれまで通り社員申告書において対応。 |

兼務出向のため、兼務出向に関する希望を聞くことは無いようです。この為、うちよ業務中心で行ってきた社員からは「保険業務専任でやっていく事に不安」の声があります。これに対して、保険業務専任に必要な知識等が得られるよう研修を実施するようになっていきます。またコース転換を含めた人事上の希望把握や異動等については、従来と変わらず運用を行うとし、「片道切符での出向ありき」でないこともアピールしてまいります。

①活動拠点の集約
2061局の活動拠点を623局に集約。長崎県内は長中・長北・諫早・佐世保など7局に集約、長崎東や西彼杵局のコンサルタントは集約局への異動となる。

②かんぽ生命への出向
ここが一番のポイント、上記表参照
渉外業務及び渉外後方事務社員のうち、正社員及び高齢再雇用社員は、かんぽ生命に兼務出向。非正規社員は、かんぽ生命と雇用契約を締結することになる。

③兼務出向後の処遇
23年度以降、お客様本位の営業活動を評価するための見直し予定

④保険専任化に伴う業務・働き方
22年4月以降は、コンサルタントは、かんぽ・がん保険に専念した営業。お客様からその他の商品の要望があった場合は、窓口またはうちよ銀行に取り次ぐ。
新かんぽ体制では、コンサルタントについては、原則全員がかんぽ生命に

しかしこれで社員の不安が払しょくされるでしょうか。出向前に対象社員から郵便や集配、窓口営業部での勤務希望などを聞き、希望に沿うよう配慮するなど「無理やり出向させられた」という事が無いよう手立てを尽くす必要があります。社員は駒ではありません。社員が納得できる丁寧な対応を求めます。



仲間に競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。
期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。めいめい、均等待遇。なげんご差別。ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー！